

愛媛県下水道協会において **第18回 下水道排水設備工事責任技術者試験** を実施します。

下水道の機能を十分に活かすため、排水設備の工事は、責任技術者のいる指定工事店で行うことになっています。この責任技術者の、愛媛県内の資格認定試験を、以下の要領で実施します。

この試験は、隔年で実施しており、今回は令和4年度です。(令和3年度は実施しません)

下水道事業に着手している市町において、下水道排水設備工事責任技術者として、登録を受けようとする方は、必ず受験してください。

また、今回の試験及び受験講習会では、感染予防のため必ずマスクの着用をお願いいたします。

なお、愛媛県下水道協会は今回の試験実施にあたり、試験監督及び運営などについて、東京都下水道サービス株式会社に委託※をして実施します。

※ 本試験の実施にあたり、申込書等に記載された個人情報については適切に扱うとともに本試験に関する
こと以外では使用いたしません。

1 試験等の概要

【試験日時】 令和2年10月31日(土)

受付・・・12:30～13:00

試験・・・13:30～15:30 (13:15までに着席してください)

【試験会場】 松山大学 2号館

(松山市文京町4番地2 <大学内に駐車はできません>)

【試験内容】 筆記試験(マークシート方式)

出題分野・・・下水道法令および技術に関すること

試験時間・・・120分

出題数・・・30問(満点は100点)

【合格基準】 総得点70点以上かつ、下水道法令・技術の各分野の得点率が50%以上であること

【準備物】 受験票、HB以上の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

※電卓は使用可とします。

なお、電子辞書や携帯電話等の電卓以外の計算機能を持つ電子機器を用いることを禁止し、これを用いた場合は不正行為とみなし失格となります。

【合格発表】 令和2年12月7日(月)

今回、

「受験講習会」

を実施します。

詳しくは裏面へ!

2 受験講習会について

第18回愛媛県下水道排水設備工事責任技術者試験の実施に先立ち、希望者を対象に、受験講習会を開催いたします。

【講習日時】 令和2年9月29日(火) 13:00~17:00

受付	12:30~13:00	
講習説明	13:00~13:05	
講習	13:05~16:50	(試験内容・法令分野・技術分野・計算問題演習)
質疑	16:50~17:00	※講習時間には休憩時間を含みます

講師は経験豊富な
委託事業者が行います。
是非ご利用ください。

【講習会会場】 松山市役所 11階大会議室

(松山市二番町四丁目7番地2)

※ 受験講習用に駐車場は確保していません。公共交通機関等をご利用ください。

【持ち物】 筆記用具、電卓、受験講習会受講票(受講票は申込後、受験票に同封して郵送します)

—必須— 排水設備工事責任技術者講習用テキスト(日本下水道協会)平成29年3月改訂版

※現在販売している最新版です。

【受講申込】 受験講習会の申込は、試験申込と同時に行ってください。

3 試験(受験講習会)申込み手続

【申込期間】 令和2年8月3日(月)~9月11日(金) 消印有効 *申込期間厳守

【申込方法】 持参または郵送(郵送の場合は同封の申込み用の封筒を使用し簡易書留により郵送してください。)

※ 申込先…愛媛県下水道協会事務局

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市下水道サービス課内

【提出書類】 ● 下水道排水設備工事責任技術者試験(受験講習会)申込書・受験票

● 住民票(コピー可。本人分のみ。本籍・続柄は不要)

● 卒業証明書原本(実務経験を5年以上有する者は不要)

● 写真2枚(縦3cm×横2.5cm) ※申込書と受験票に貼付してください。

● 誓約書

※ 郵送で申込む場合は、郵便振替払込請求書兼受領証(コピー可)を申込書に貼付してください。

【手数料】 4,000円 … 試験のみを受験

8,500円 … 講習会の受講および試験を受験

※ 申込受付後は、手数料の返還はできません。

※ 郵便振替払込請求書兼受領証を使用する場合は、別途「払込料金」が必要です。

※ 申込後、9月18日(金)を過ぎても「受験票」等が届かない場合は、愛媛県下水道協会事務局(089-948-6528)まで連絡ください。

4 受験資格はいずれかに該当する方です

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修了した者で、排水設備工又は排水設備工事以外の下水工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者 ※ 実務経験年数は、受験申込日を基準として算出します。
- (2) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による公共職業訓練施設において配管料を修了した者で、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者
- (3) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事等の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する者
- (4) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、5 年以上の実務経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者

なお、以上の要件にかかわらず次のいずれかに該当する方は、試験を受けることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 不法行為又は不法行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2 年(試験実施日を基準に算定)を経過していない者
- ③ 精神の機能の障がいにより責任技術者の職務を適正に営むに当って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、会長が受験することを不相当と認める者

5 市町への登録について

試験に合格した方は、責任技術者として仕事をする場合、市町への登録が必要です。
次のいずれか一つの市町で、排水設備工事責任技術者として登録手続きをお願いします。
なお、詳細については、別途、合格者にお知らせします。

(登録できる市町)

東予：* 四国中央市 * 新居浜市 * 西条市 * 今治市 * 上島町

中予：* 松山市 * 伊予市 * 東温市 * 松前町 * 久万高原町 * 砥部町

南予：* 大洲市 * 八幡浜市 * 宇和島市 * 西予市 * 内子町 * 伊方町

(登録期間) 合格発表日～令和 3 年 1 月 29 日(金)

6 会場地図



7 お問い合わせ

愛媛県下水道協会事務局
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市下水道サービス課内

TEL 089-948-6528

HP <http://www.gesui-ehime.jp/>